



迎春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。  
本年も何卒よろしくお願いたします。

## 重要情報

### 1. 電子取引保存ルールR6.1月から延期

電子保存ルールに関する「宥恕措置」が昨年末に定められ、一問一答が国税庁より公表されています。法的には電子保存が原則ですが、R5年末まで紙保存を容認。R6.1月以降は電子保存が強制されますので準備は必須です。

### 2. 医療費お知らせを利用した医療費控除添付不要に

個人確定申告で医療費控除を受けるには、医療費の明細書を作成するか、医療費お知らせを原本添付(別途郵送)することになっていましたが、令和3年分の申告から、電子申告時の別途郵送が省略できることとなりました。

### 3. R4年度改正 住宅ローン控除率の特例

住宅ローン控除率はR4年以降居住開始分から0.7%に引き下げられますが、新型コロナ税法でR3.9月末までに契約済みの「特別特例取得」に該当する新築住宅等の取得については、R4年以降の居住でも従前の控除率1%が適用されます。

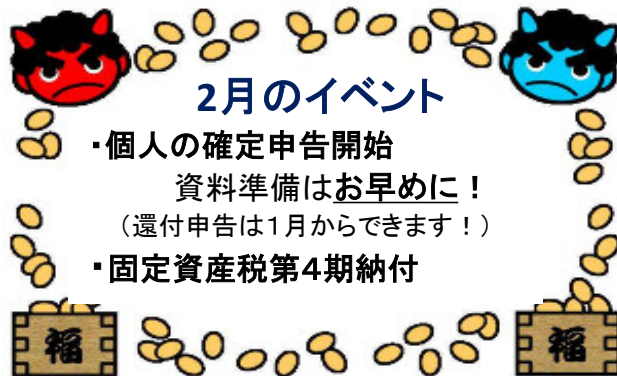
## 赤羽の旅噺(バカ)番外編 旅行感想記



2021年北海道～共生精神～その3。資本と共有財  
ノーベル賞を受賞したケニアの女性環境大臣が、日本語のモットイナイを世界語として広める活動をしました。しかし日本の食品廃棄はなかなか改善しません。売り切れたときの機会損失は、売れ残りの廃棄損失より大きいと言われます。企業の存在意義は利益の追求ですし、株主や銀行に配当や利子を払わなければいけません。自らの食の扶持を超え、ひたすら利益を追求します。配当や利子はもちろん地代だって、持つものが果実を享受するこの仕組みは、資本主義における発展のためのインセンティブであると同時に罠にもなり得ます。足を知らぬ青天井の豊かさは、相対的な犠牲を広げるばかり。地球というフィールド自体が広がるわけじゃありませんから、これまでとっかえひっかえしてきた犠牲を求める転嫁先はそろそろない気がします。水や空気、自然環境といった共有財まで侵食し始めたということでしょう。

## ☆事務所からの連絡☆

確定申告期は、事務処理にお時間を頂戴します。ご理解ご協力のほど、お願い申し上げます。



## 2月のイベント

- ・個人の確定申告開始  
資料準備はお早めに!  
(還付申告は1月からできます!)
- ・固定資産税第4期納付

## 税金マメ知識

●インボイスの経過措置適用登録期間延長へ課税事業者選択届出をせずにインボイス登録事業者になれる経過措置が、R5.10.1の属する課税期間から、R11.9.30以前の日の属する課税期間まで延長されました。ただし、免税から課税になった場合に2年間免税に戻れない2年縛りの制限がないのは、R5.10.1の属する課税期間の経過措置のみで、延長期間中の経過措置については、通常の課税選択と同様に2年縛りの制限を受けます。いずれの経過措置も調整対象固定資産の3年縛りの制限は受けません。経過措置の延長で零細事業者が、得意先の方針が決まるまで登録申請を見合わせるなど、選択の幅が広がります。

## 晩酌のじかん

年明け早々のオミクロンで、自粛生活ですね。とはいえ、年末年始にぼちぼち外食してみ、改めて人と会って外で食事をするこの楽しさを再認識できました。近頃はアニメや漫画(意外と面白い!)など夜中に一人楽しみながら宅飲みに戻り。さて、確定申告繁忙期です。皆さまご安全に。



## 赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区  
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階  
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540  
Mailto:tax.akahane@ksk.red